



令和6年能登半島地震

り災証明の申請はお済みですか？

地域でプラス 被災された方へ 声かけ運動

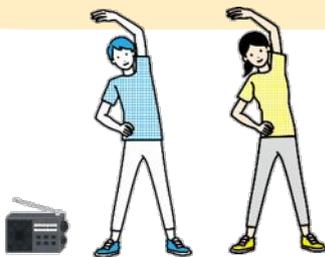
1月1日の地震発生から半年が過ぎましたが、支援制度の利用に必要な「り災証明」を様々な理由で申請できず、生活再建に向けた一歩を踏み出せない方もいらっしゃいます。皆さまのご協力をお願いいたします。

<地域の皆さまへ>

日頃のくらし・地域活動の中で、被災された方で「り災証明」を申請されてない方がいないか声かけをお願いします。

日頃のくらし・地域活動

- ・あいさつ
- ・集会
- ・回覧板
- ・ウォーキング
- ・まつり
- ・敬老会
- ・町内清掃
- ・ラジオ体操 など



プラス 声かけ

例えば…

- 町内の集まりで一緒した方へ **プラス 声かけ**
- ・「り災証明」の申請は済ませた？
 - ・「り災証明」の判定に応じた支援が利用できるそうだよ

【問い合わせ(平日9:00~17:00)】

被災相談窓口に関すること…………… 西区総務課 025-264-7112
 声かけ運動に関すること…………… 政策企画部 025-226-2156



<被災された皆さまへ>

心よりお見舞い申し上げます。

震災からの生活再建に向けて「り災証明書」の判定区分に応じた支援制度が利用できます。



生活再建のため 支援制度をご利用ください！

主な支援制度	概要	申請期限
被災者生活再建支援金	判定区分(半壊以上)等により 50万円~400万円	(基礎支援金 令和7年 1月31日 ・市支援金) (加算支援金) 令和9年 1月31日
被災者住宅応急修理	判定区分(準半壊以上)等により 64.3万円~170.6万円	令和6年12月31日
液状化等被害 住宅修繕支援	判定区分(一部損壊以上)等により 10万円~150万円	令和7年 2月28日
液状化等被害 住宅建替・購入支援	判定区分(中規模半壊以上)等により 50万円~150万円	(建替) 令和6年 9月30日 (購入) 令和7年 2月28日

1 上記以外にも各種支援制度があります。
詳しくはこちら(→)をご覧ください。



新潟市 能登半島地震

検索

2 支援制度の利用には「り災証明書」が必要になります。
「り災証明」の申請に迷っている被災者の方はお気軽に以下へ
ご相談ください。

【生活再建支援チーム】025-226-2156(平日9:00~17:00)

**「り災証明」の申請から支援制度の利用までは一定の
期間がかかります。必要な支援のご活用のため、**

早めの申請 をお願いいたします。

【問い合わせ(平日9:00~17:00)】

被災相談窓口に関すること..... 西区総務課 025-264-7112
「り災証明」に関すること..... 税制課 025-226-1502